

マイナンバーシ ン ポ ジ ウ ム i n 福井

1 目的～何のための共通番号制か？ ますます不明確に。

- ① もともと「正確な所得捕捉」は不可能。
- ② 「税・社会保障一体改革」修正合意で、目的・理念はますます不明確に。
- ③ 費用対効果も、未だに明らかにされず。

2 弊害・リスク～プライバシー侵害のリスクを無視

- ① プライバシー保障の核心は、収集・利用目的の明確化と本人同意。
- ② 住基ネットとは比較にならない危険性＝「共通番号」の「民間利用」。
- ③ 政府の構想からみても、「共通番号」にこだわる必要性はない！

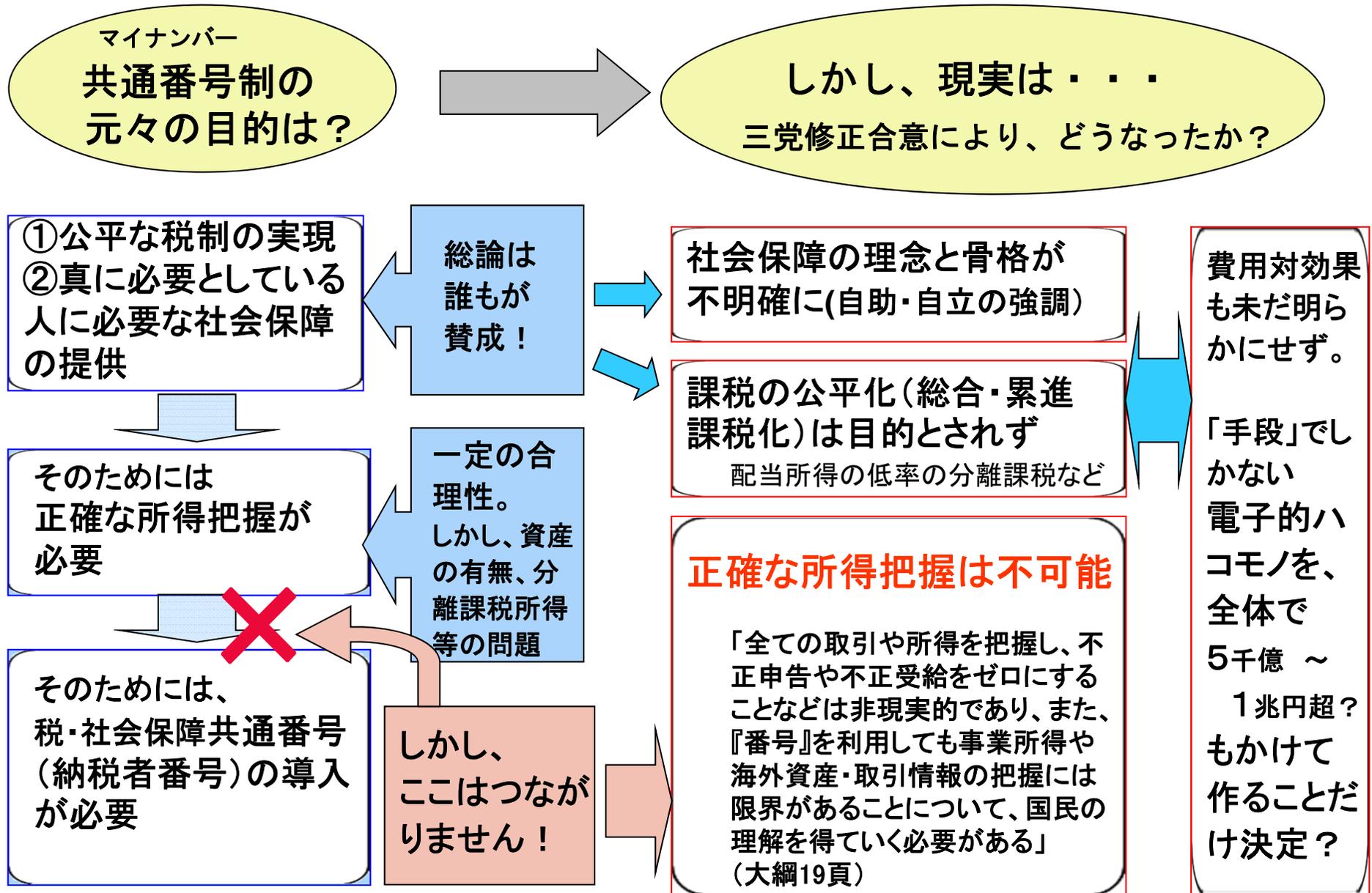
3 結論 法案は撤回の上・抜本的再検討しかない

2012年8月4日

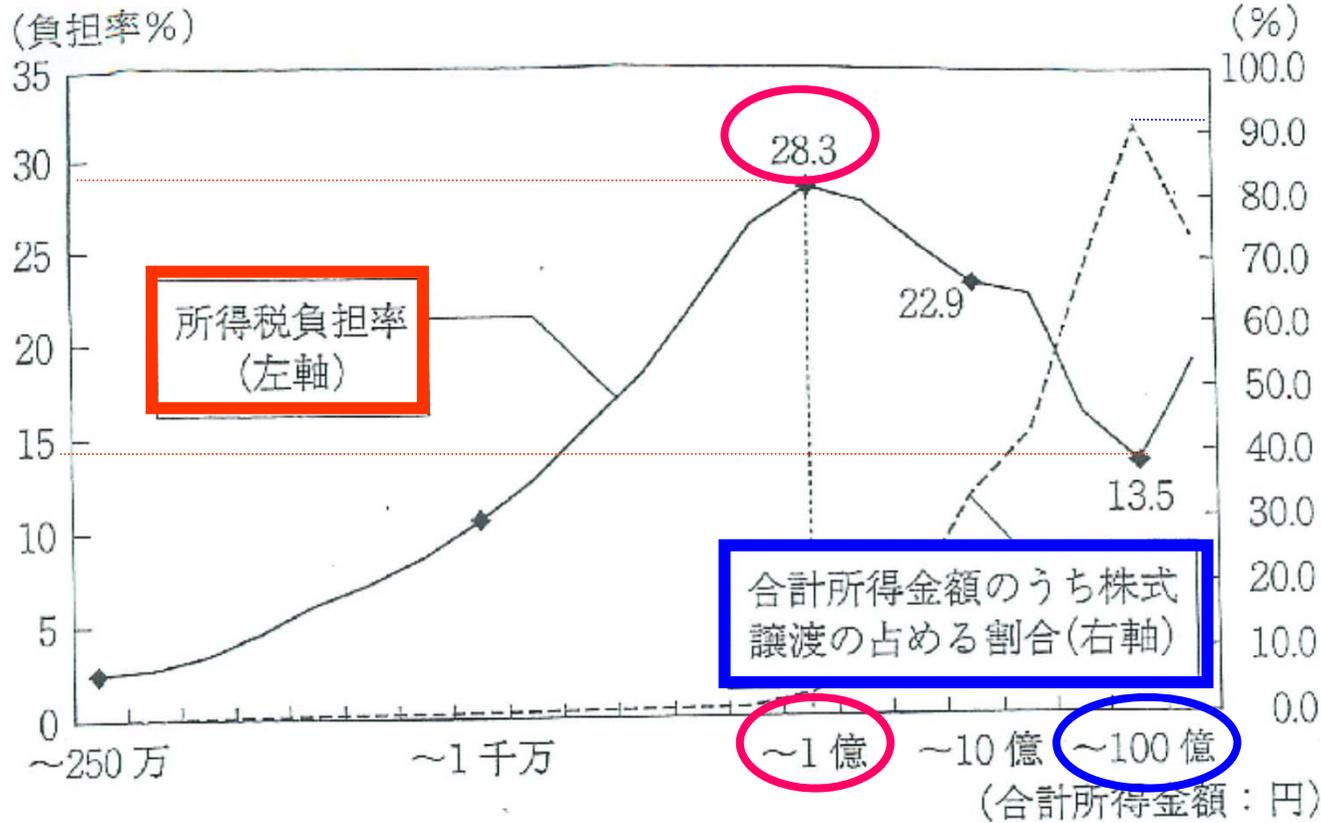
弁護士 水 永 誠 二

(日弁連情報問題対策委員会副委員長)

マイナンバー 何のための共通番号制か？



不公平な税制の一例



1億円超の申告所得者の方が、かえって所得税負担率が激減！

低率分離課税の、株式譲渡所得が大きな割合を占める！

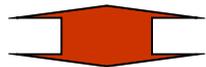
図 1-5 申告納税者の所得税負担率(2008年分).
 出典) 平成 22 年 10 月 21 日税調専門家委員会提出資料より.
 『日本の税金_新版』(岩波新書 三木義一著)51頁

※なお、特定口座で課税が終了している所得分は含まれていない。

この是正は番号制とは全く関係ない！

「ライフログ」「ビッグデータ」時代における「^{マイナンバー}共通番号制」 プライバシー侵害のリスクの無視

- 1 私たちの**行動履歴**（個人情報）は、大量に収集・分析されて、商業利用される時代になっている。→「誰のデータか」の識別が重要→「共通番号」があれば、誰もが容易・確実に名寄せできる。
- 2 **プライバシー権**（自己情報コントロール権）の核心は、収集・利用などの目的を事前に明らかにさせ、私たち（情報主体）が、「この目的なら収集・利用はOK」と同意権を行使することにより、自分の**プライバシー情報**を守る（コントロールできる）ところにある。



- 3 「**マイナンバー制度**」の特徴
 - ① 原則として本人の同意は前提としない
 - ② 分野を超えた「共通番号」
 - ③ 民間でも利用できる
 - ④ 原則、生涯不変の番号



- コントロールは事実上不可能。
- ① データの名寄せ・統合（データマッチング）の危険性
 - ② 大量漏洩の危険性
 - ③ なりすましの危険性

共通番号法案とプライバシー ここが問題

民間含め、すべての分野で同一の番号利用

カード（身分証明書）にも番号記載

番号をマスターキーとして、
丸裸にされるプライバシー！

税務署、警察 そして民間でも・・・

秘密保全法制 「人的管理」にも活用可能

第三者機関では、防止は困難！

- ① 委員はたった7人（しかも、うち3人は非常勤）。
- ② 民間を含め、あまりにも広範な利用事務
- ③ 警察など 報告・立入調査権限及ばず

漏洩したら取り返しがつかない！

不正アクセス・情報漏洩のリスク！

2007年 エストニアのサイバーテロ

2011年 衆参両議院ネットへの侵入事件

2011年 繰り返す韓国住民登録番号の大量漏洩（注1）

なりすまし犯罪多発のリスク！

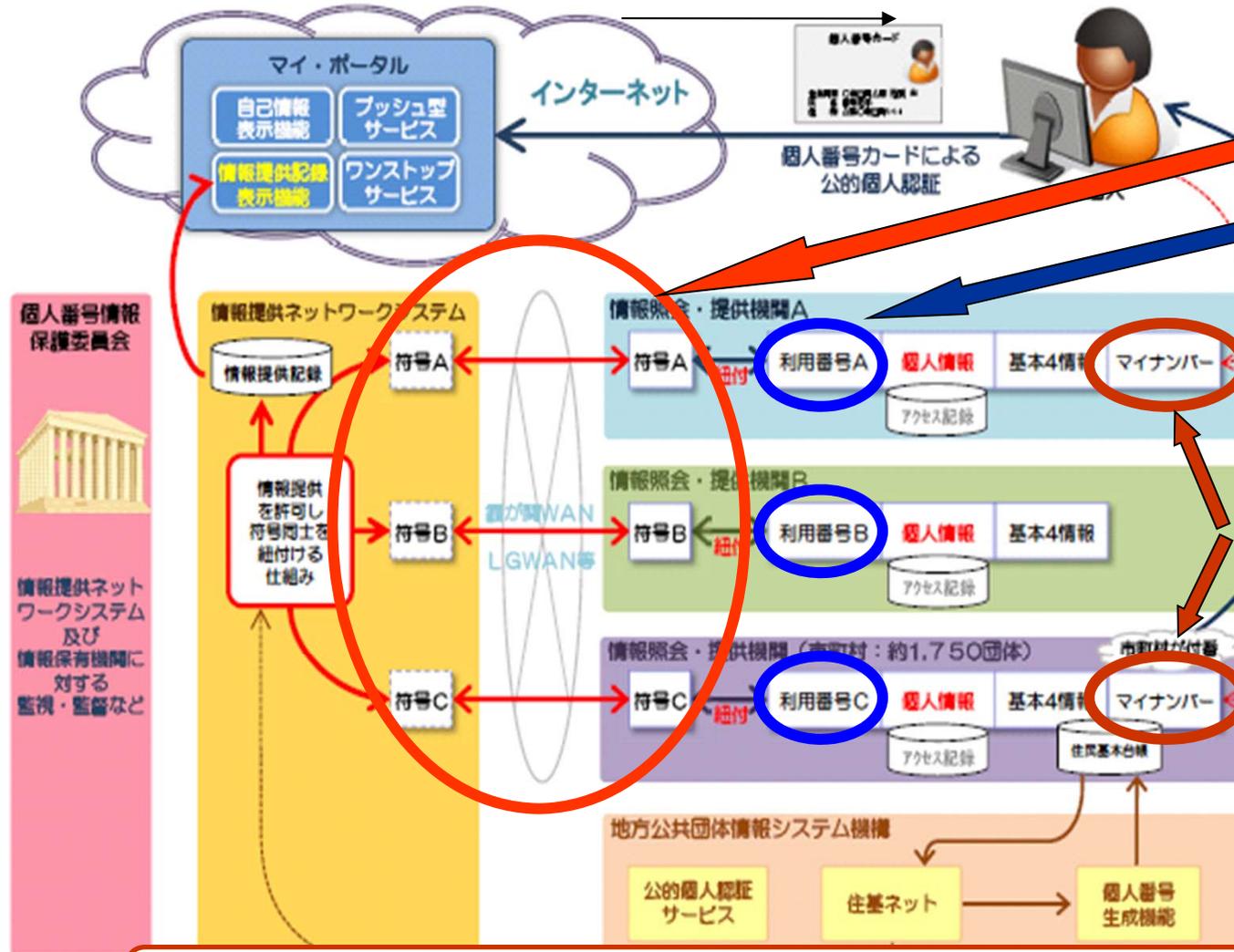
米国・韓国などで横行 → 被害回復は困難！

「**社会保障個人会計**」（個人別に、負担と給付の勘定を明確にする制度）による、
社会保障費の厳格審査→削減につながる危険性など、問題点が山積！

（注1）民間企業から5500万人分の住民登録番号（日本の共通番号に相当）等が漏洩するなどした。

政府の構想から見ても「共通番号」にする必要はない！

14. 番号制度における情報提供のイメージ（第19条～第23条）



情報連携には、
符号A～符号Cを
利用 = マイナン
バーは使わない。

各データベースの
情報整理は、「利
用番号」A～Cで足
りる。

マイナンバーに統
一したり、マイナン
バーを記録しておく
意味はない。
← プライバシー
保護に有害

オーストリアのセクトラルモデルとは似て非なるシステム
(暗号変換の三層制・分野別番号システム、情報連携は第三者機関経由など)。

結 論

- 1 「電子政府化」を進めるにしても、まず、目的を議論して、具体的に定める必要性あり（プライバシー保護、費用対効果の観点）
- 2 目的実現の手段としてのシステムは、プライバシーに対する影響が少ない「分野別番号制」を原則とすることが必要。(Privacy by Designの観点) 政府構想からみても可能。
- 3 厳しい財政難のおり、費用対効果についても、十分な情報公開をして、国民的議論に付するべき。
(構築費用、ランニングコスト、5年ごとの更新費用、税金の支出がどれ位削減できるかetc.)
- 4 プライバシー保護の第三者機関は、「番号制」議論とは別個に、質量ともに、もっと十全な(EU等に引けを取らない)組織として創ることは大前提。
- 5 今回のマイナンバー制(共通番号制)は、いずれの点からも失当。「想定できるリスク」すら、検討していない拙速さ。撤回して、抜本的再検討するしかない。